

ドライブレコーダーの貸与に関する要領

1 趣旨

この要領は、一宮市民パトロール隊として登録された団体又はその隊員が所有する車両（青色回転灯を装着したものに限る。以下単に「車両」という。）に設置するものとして一宮市が貸与するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）に関し、市民のプライバシーの保護に配慮しつつ、次に定める設置目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

2 設置目的

ドライブレコーダーは、犯罪防止及び交通事故防止の目的で設置するものとする。

3 設置の方法等

- (1) ドライブレコーダーは、車両の前方を撮影するように設置しなければならない。
- (2) ドライブレコーダーを設置してパトロールを行うときは、車両の見やすい場所にステッカー等ドライブレコーダーが装着されていることが分かる表示をしなければならない。

4 管理体制

ドライブレコーダー及び画像（ドライブレコーダーにより撮影し、記録されたものをいう。以下同じ。）の管理は、パトロール隊の隊長（以下「隊長」という。）又は車両の所有者（以下「所有者」という。）が行わなければならない。

5 画像の適正管理

- (1) 画像の所有権は、一宮市に帰属するものとする。
- (2) 隊長又は所有者は、次に掲げる場合を除き、画像を複製し、第三者に提供し、若しくは閲覧させ、又は外部に転送してはならない。
 - ア 法令に基づく場合
 - イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により文書による要請を受けた場合
 - ウ 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない場合
 - エ 犯罪防止や交通事故防止に資するものとして、一宮市が閲覧や提供を認めた場合
 - オ その他、やむを得ない事情があるとして一宮市が認めた場合
- (3) 前項の規定による画像の提供を行うときは、被提供者に身分証明書等の提出を求めて確認を行い、被提供者の氏名又は名称、画像提供の日時、画像を提供する理由、提供する画像の内容を記録するとともに、遅滞なく一宮市へその内容を報告するものとする。

6 苦情等の処理

隊長及び所有者は、ドライブレコーダーの設置及び運用に関する苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

7 誓約書の提出

ドライブレコーダーの貸与を受ける者（以下「被貸与者」という。）は、この要領を遵守するため、別に定める誓約書を提出するものとする。

8 その他

- (1) 画像に関する取扱いについては、個人情報保護法制の規定に基づき、適切に取り扱うこととする。
- (2) 車両に青色回転灯を装着しなくなった場合は、被貸与者は、速やかにドライブレコーダーを市に返却するものとする。この場合において、ドライブレコーダーの取り外しに係る費用は、被貸与者が負担するものとする。
- (3) 改造、定められた使用方法以外での使用等、貸与を受けた者の責に帰すべき事由によりドライブレコーダーを損傷した場合は、被貸与者の費用負担で直ちにドライブレコーダーを修繕するものとする。
- (4) 車両の変更等によりドライブレコーダーを移設する場合の費用は被貸与者が負担するものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 8 月 20 日から施行する。

誓約書

一宮市よりドライブレコーダー（管理番号 _____）の貸与を受けるにあたり、次の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 私は、「ドライブレコーダーの貸与に関する要領」（以下「要領」という。）に定められた事項を遵守します。
- 2 私は、要領に定められた事項と異なる行為が認められた場合、貸与品を直ちに返却いたします。

年 月 日

（あて先）

一 宮 市 長

パトロール隊名 _____

署名 _____ 印